

令和3年2月文京区議会定例議会追加提案事項

【令和3年3月26日】

1 文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻2371頁）

(1) 提案理由 保険料率等を改定するとともに、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 特別控除の追加（第15条）

所得割額の算定に用いる総所得金額等の特別控除を行う対象に、低未利用土地の譲渡により租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第35条の3第1項の規定の適用がある場合を追加する。

イ 特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に合わせた賦課割合、保険料率等の改定

(ア) 賦課割合の改定（第15条の4及び第16条の4）

・基礎賦課額の賦課割合

所得割：均等割＝62：38 → 所得割：均等割＝63：37

・介護納付金賦課額の賦課割合

所得割：均等割＝58：42 → 所得割：均等割＝59：41

※ 後期高齢者支援金等賦課額の賦課割合については、改定なし。

(イ) 保険料率等の改定（第15条の4、第15条の12及び第16条の4）

・基礎賦課額

所得割 100分の7.14 → 100分の7.13

均等割 39,900円 → 38,800円

・後期高齢者支援金等賦課額

所得割 100分の2.29 → 100分の2.41

均等割 12,900円 → 13,200円

・介護納付金賦課額

所得割 100分の1.69 → 100分の2.12

均等割 15,600円 → 17,000円

(ロ) 保険料から減額する額の改定（第19条の2）

所得が一定額以下の場合に行う保険料の軽減について、保険料率等の改定に伴い、減じる額を改める。

・7割減額

基礎賦課額 27,930円 → 27,160円

後期高齢者支援金等賦課額 9,030円 → 9,240円

介護納付金賦課額 10,920円 → 11,900円

・5割減額

基礎賦課額 19,950円 → 19,400円

後期高齢者支援金等賦課額 6,450円 → 6,600円

介護納付金賦課額 7,800円 → 8,500円

・2割減額

基礎賦課額 7,980円 → 7,760円

後期高齢者支援金等賦課額 2,580円 → 2,640円

介護納付金賦課額 3,120円 → 3,400円

ウ 均等割額の軽減に係る所得基準の見直し（第19条の2及び付則第4項）

平成30年度税制改正における個人所得課税に係る給与所得控除等から基礎控除への振替の影響を鑑み、均等割額の軽減判定に用いる所得基準額を10万円引き上げるとともに、公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例について規定を整備する。

エ その他規定の整備

(3) 施行期日 令和3年4月1日。ただし、(2)エについては公布の日